平成 26 年 3 月 2 日

大東文化大学体育連合会男子サッカー部後援会会則

（名称と所在）

第一条　本会は大東文化大学体育連合会男子サッカー部後援会（略称:「大東文化大学男子サッカー部後援会」）と称し、所在は大東文化大学東松山校舎内（埼玉県東松山市岩殿 560）とする。

（目的）

第二条　本会は、大東文化大学体育連合会男子サッカー部に物心両面での支援を行い、同部の競技力向上・発展に寄与すると共に、部活動を通じて大東文化大学における社会に有用な人材育成活動に寄与することを目的とする。

（事業）

第三条　本会は次の事業を行う。

一　大東文化大学体育連合会男子サッカー部に対する物心両面の支援

二　後援会会員相互の親睦

三　その他第二条の目的を達成するために必要な事業

（会員）

第四条　本会は次の会員をもって構成する

１　学校法人大東文化学園専任職員および非専任職員（大東文化大学体育連合会男子サッカー部部長を含む）

２　大東文化大学体育連合会男子サッカー部卒部生およびその親族

３　１および２に該当しないが本会の趣旨に賛同し、会費納入を承諾した者

（会費）

第五条　本会の経費は会費・その他寄付金等の収入を持ってまかなう。会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

第六条　本会員は定められた会費を納入するものとする。

１　会員一人当たり年間 3000 円

２　会員から 3000 円を超える入金があれば、3000 円を超える部分を寄付金として取り扱う。

（代表）

第七条　後援会の代表は後援会発足後 2 年間大東文化大学体育連合会男子サッカー部部長が兼任、それ以降は第十条に定める総会により選出されたものがその任にあたる。

（事務局）

第八条　後援会代表は会の円滑な運営のため、その必要に応じて事務局を置くことができる。

（運営委員）

第九条　本会は、会の運営を円滑に行う上でその必要が生じた時には、第十条で定める総会の決議により第四条で定める会員の中から運営委員を選出し、会の運営にあたらせることができる。

（総会）

第十条　本会は第四条に定める会員による総会を年 1 回開催し、代表及び事務局員の承認、事業報告、会計報告、会則改正等の承認を行う。総会は委任状を含む本会員の過半数の出席をもって成立し、その議決は出席会員の過半数の賛成を必要とする。

（附則）

附　則　この会則は平成 26 年 3 月 2 日から施行する。

以下余白